

企画政策課

1 企画関係

(1) 総合計画の進捗管理

10年間の市政の羅針盤として策定した総合計画（基本構想及び基本計画）を着実に推進するため、進捗管理を行った。

ア 第3期実施計画の策定

基本計画で定めた施策等を効果的に推進するため、今後市として取り組む事業の内容を当初予算ベースで記載した実施計画を5月に策定した。計画期間は令和4～6年度（3年間）とし、毎年度更新を行い事業の進捗状況を把握するとともに、社会情勢、財政状況などを踏まえ計画の内容を見直す。

(2) 総合教育会議

教育に関する予算の編成・執行や条例の提案などの重要な権限を有する市長と、教育行政全般を担う教育委員会とが十分な意思疎通を図り、本市教育の課題やあるべき姿を共有することにより、連携して効果的に教育行政を推進していくことを目的として、「三木市総合教育会議」を設置している。令和4年8月17日に三木市の地域資源を活用した学習や体験的な学習及び地域の子どもは地域が育てる「三木モデル」を議題として開催した。

(3) 廃校利活用

学校再編により廃校となった学校の利活用に係る全庁的な検討を行うため、廃校利活用検討委員会を設置し検討を行った。また地域との意見交換会を開催し、廃校施設の利活用について意見交換を行った。

ア 廃校利活用検討委員会（庁内）の開催

廃校利活用検討委員会を3回開催し、プロポーザル募集要項や審査結果等の協議、各地域での地域案の進捗状況等を報告した。（令和4年4月19日、9月22日、令和5年3月23日）

イ 廃校施設の利活用に係る地域との意見交換会等の開催

(ア) 旧中吉川小学校、旧上吉川小学校、旧東吉川小学校

旧中吉川小学校、旧上吉川小学校については、地域での利活用の意向がなかったため、賃貸借による民間公募を実施した。旧東吉川小学校については、借地の状況など地域へ説明し、地域案の有無を確認した。吉川地区については、地域との意見交換会を2回開催した。（令和4年10月22日、令和5年3月27日）

(イ) 旧志染中学校

地域の利活用案について、地域と意見交換を実施した。また、市街化調整区域に係る地域の利活用案の実施に向け、県と調整した。

(ロ) 旧星陽中学校

地域の利活用案の事業内容や運営方法等について地域と協議をした。地域において利活用案のとりまとめや事業内容の精査を実施している。

ウ 廃校利活用事業者選定プロポーザルの実施

(ア) 旧中吉川小学校

応募事業者数	優先交渉権者
2者	株式会社ハヤブサ

(イ) 旧上吉川小学校

回数	応募事業者数	優先交渉権者
第1回	1者	なし
第2回	4者	株式会社 shoichi

(4) 広域行政

近隣市町等との広域連携に伴う調整等を行った。

ア 播磨広域連携協議会（13市9町）

播磨地域が各市町の個性を生かしつつ連携を図り、防災や観光など広域的課題解決に向け

た取組の推進により、播磨の存在感を全国に発信及び播磨地域の総合力を高めることを目的として設置。令和4年4月25日総会開催。

イ 神戸隣接市・町長懇話会（8市1町）

神戸市と隣接する市町が広域的な行政課題や広域行政の在り方などについて協議するとともに、市町相互の交流を通じて地域全体の広域的な発展を図るため設置。

ウ 播磨内陸広域行政協議会（5市1町）

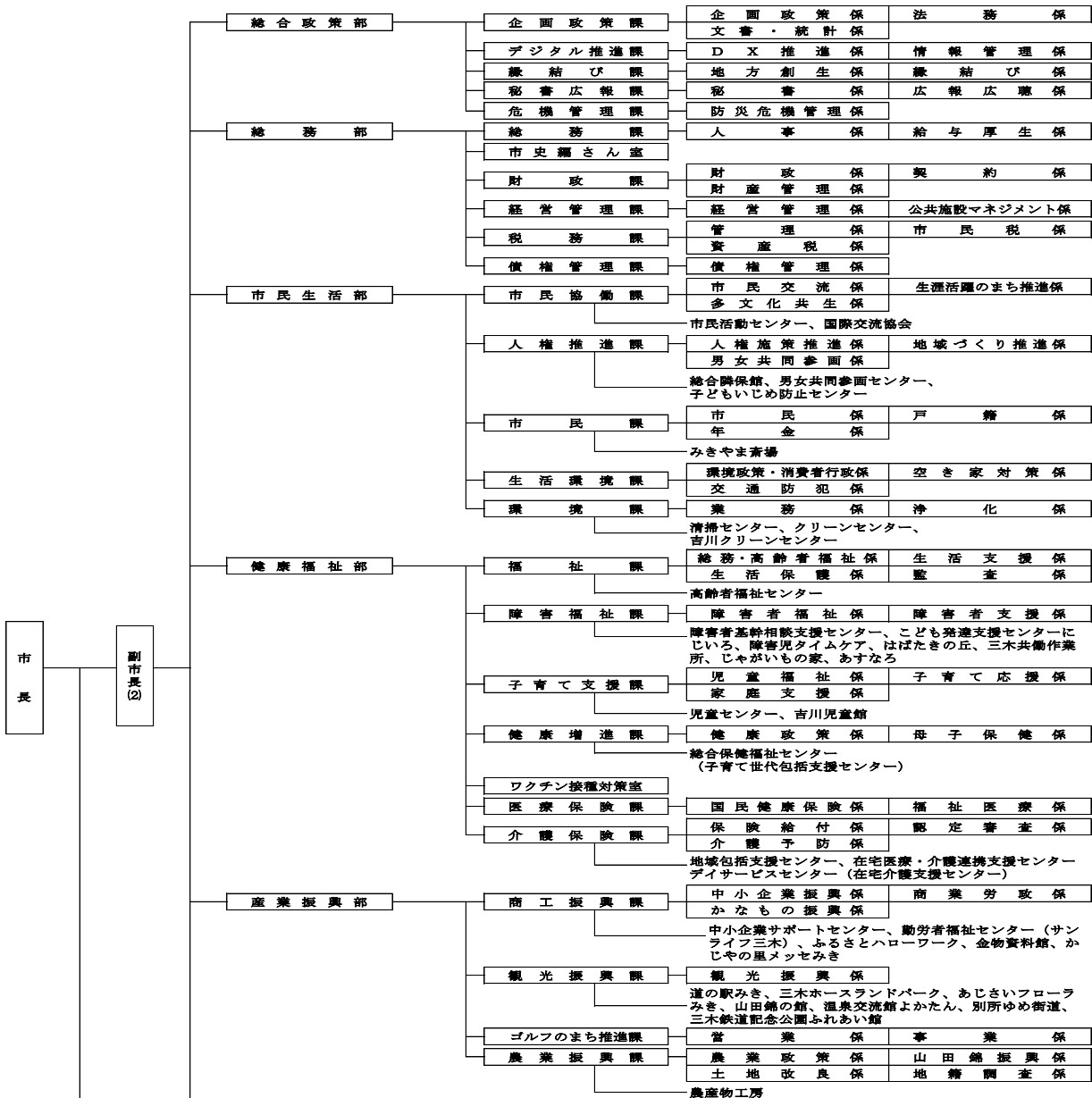
播磨内陸に位置する5市1町に共通する広域的な諸問題について協議し、市町連携を図るため設置。令和4年5月23日協議会開催。

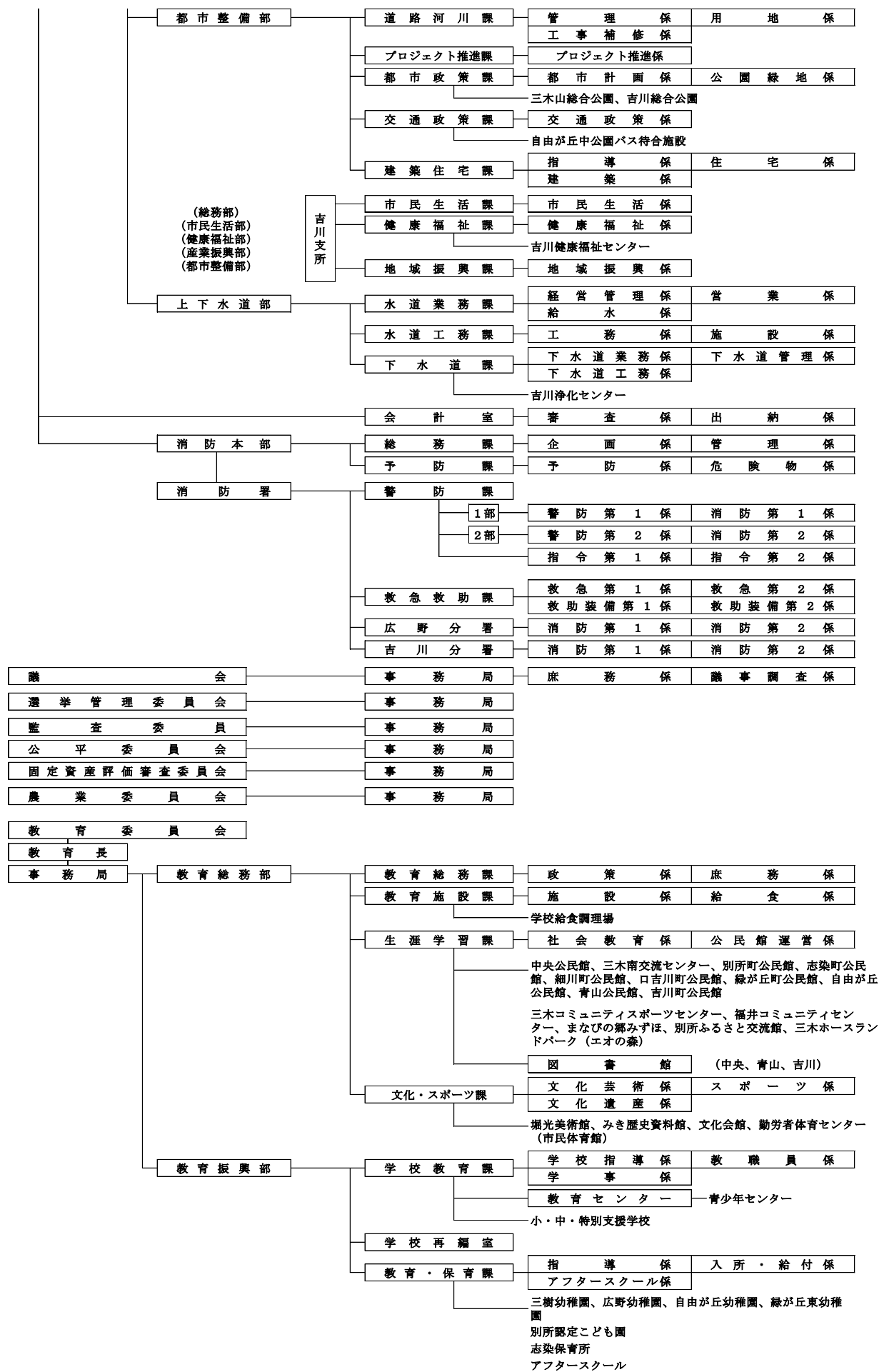
(5) 市の組織及び権限の配分

令和4年度は、デジタル技術を活用した市民サービスの更なる向上と、行政手続のオンライン化を進めるため、総合政策部にデジタル推進課を新設し、DX推進係を置くとともに、企画政策課情報政策係を同課へ移管し情報管理係とした。

また、押印廃止による市民の負担軽減及び利便性の向上並びにデジタル社会に対応した適正な文書管理及び情報公開を法務系の法制事務と一体的に取り組むため、総務部総務課文書・統計係を総合政策部企画政策課へ移管した。

三木市組織図（令和4年4月1日現在）





(6) 企画書及び報告書の運用

各所属から市長協議を要する事項や市長へ報告しておくべき事項として提出のあった企画書及び報告書を取りまとめ市長へ提出した。

提出件数 2,455 件

(7) 職員提案

市民サービスの向上、市の活性化や事務事業の改善等に関する提案を奨励することにより、職員の創造的思考と改善意識の高揚並びに効率的な行政運営を図ることを目的として、職員から提案を募集し、審査・採否の決定を行った。

ア 応募件数 19 件

イ 審査結果 採用 6 件

(8) 市民意見公募手続制度の実施

三木市市民意見公募手続条例に基づき、政策形成過程における計画等の素案を公表し、市民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う市民意見公募手続制度（パブリックコメント）の適正な運用に努めた。

令和 4 年度に実施した意見募集の結果は、次のとおりである。

案 件 名	募集期間	提出された意見
三木市太陽光発電施設の設置に関する条例（案）	令和 4 年 6 月 6 日 ～7 月 5 日	7 件
神戸電鉄粟生線地域公共交通計画（案）	令和 4 年 10 月 3 日～ 11 月 2 日	9 件
第 10 次三木市交通安全計画（案）	令和 5 年 2 月 20 日 ～3 月 22 日	0 件

2 法制関係

(1) 例規の審査及び公布

条例、規則、訓令等の例規の制定、改廃について、その内容及び形式等に検討を加え、その適法性及び妥当性の確保に努めた。

令和 4 年度中に公布した条例、規則、訓令は、次のとおりである。

ア 条例 28 件

公布年月日	番号	条 例 名
R4. 5. 13	17	三木市議会委員会条例の一部を改正する条例
R4. 6. 27	18	三木市立認定こども園等の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
R4. 9. 29	19	三木市太陽光発電施設の設置に関する条例
R4. 9. 29	20	職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
R4. 9. 29	21	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
R4. 9. 29	22	三木市税条例及び三木市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
R4. 9. 29	23	三木市都市公園条例の一部を改正する条例
R4. 12. 22	24	三木市個人情報保護法施行条例
R4. 12. 22	25	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
R4. 12. 22	26	三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

R4. 12. 22	27	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
R4. 12. 22	28	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
R4. 12. 22	29	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
R4. 12. 22	30	三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
R4. 12. 22	31	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
R4. 12. 22	32	三木市議会の個人情報保護に関する条例の制定について
R5. 3. 28	1	三木市学校給食審議会条例
R5. 3. 28	2	職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
R5. 3. 28	3	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
R5. 3. 28	4	三木市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
R5. 3. 28	5	三木市敬老祝金条例の一部を改正する条例
R5. 3. 28	6	三木市国民健康保険条例の一部を改正する条例
R5. 3. 28	7	三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
R5. 3. 28	8	三木市企業立地促進条例の一部を改正する条例
R5. 3. 28	9	三木市消防団条例の一部を改正する条例
R5. 3. 31	10	三木市税条例の一部を改正する条例
R5. 3. 31	11	三木市都市計画税条例の一部を改正する条例
R5. 3. 31	12	三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

イ 規則 39件

公布年月日	番号	規 則 名
R4. 5. 30	19	三木市財務規則の一部を改正する規則
R4. 5. 31	20	三木市国民健康保険傷病手当金支給の適用期日を定める規則の一部を改正する規則
R4. 5. 31	21	三木市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則
R4. 5. 17	22	三木市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R4. 9. 29	23	三木市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則
R4. 9. 29	24	三木市太陽光発電施設の設置に関する条例施行規則
R4. 9. 30	25	一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R4. 9. 30	26	会計年度任用職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
R4. 9. 30	27	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
R4. 9. 22	28	三木市国民健康保険傷病手当金支給の適用期日を定める規則の一部を改正する規則
R4. 4. 1	29	三木市消防危険物規則の一部を改正する規則
R4. 4. 1	30	三木市火災予防規則の一部を改正する規則
R4. 12. 1	31	災害による被災者に対する市税等の減免に関する規則の一部を改正する規則
R4. 12. 13	32	三木市国民健康保険傷病手当金支給の適用期日を定める規則の一部を改正する規則
R4. 4. 1	33	三木市消防吏員服制規則の一部を改正する規則
R4. 12. 1	34	三木市公共施設整備基金管理規則の一部を改正する規則
R4. 12. 22	35	一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R4. 12. 22	36	三木市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
R4. 12. 22	37	技能労務会計年度任用職員の給与に関する規則
R5. 2. 1	1	三木市個人情報保護法等施行細則

R5. 1. 18	2	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R5. 3. 14	3	三木市国民健康保険傷病手当金支給の適用期日を定める規則の一部を改正する規則
R5. 3. 24	4	三木市子ども・子育て支援法等施行細則
R5. 3. 29	5	三木市消防団規則の一部を改正する規則
R5. 3. 28	6	三木市敬老祝金条例施行規則の一部を改正する規則
R5. 3. 31	7	三木市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R5. 3. 20	8	職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則
R5. 3. 20	9	一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
R5. 3. 20	10	三木市技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
R5. 3. 28	11	職員の勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R5. 3. 28	12	三木市職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R5. 3. 28	13	三木市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則
R5. 3. 31	14	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則
R5. 3. 31	15	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第 1 号被保険者に対する介護保険料の減免に関する規則の一部を改正する規則
R5. 3. 31	16	職員の勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
R5. 3. 31	17	職員の定年等に関する条例施行規則
R5. 3. 31	18	三木市事務分掌規則の一部を改正する規則
R5. 3. 31	19	三木市立市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則
R5. 3. 31	20	三木市契約規則の一部を改正する規則

ウ 訓令 0 件

(2) 例規のデータベースの管理

例規データベースについて、年 4 回の内容更新を行うとともに、年度版による単行本を発行した。

(3) 市議会の招集及び議案の調製等

市議会定例会及び臨時会の招集に関する事務並びに提出議案、説明資料の審査及び調製を行った。

(4) 市議会定例会及び臨時会の答弁調整及び委員会資料の取りまとめ

市議会定例会及び臨時会の答弁調整に関する事務、各常任委員会及び決算特別委員会へ提出する資料の取りまとめに関する事務を行った。

(5) 主要施策実績報告書の編集及び発行

令和 3 年度の主要施策実績報告書を作成し、市議会議員、各行政委員会委員及び各所属に配布するとともに、市民へ周知するため、市ホームページに掲載した。

(6) 行政不服審査会

審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場から検討することにより、裁決の客観性・公正性を高めることを目的として、「三木市行政不服審査会」を設置している。

なお、令和 4 年度は、行政不服審査法に基づき、市長からの諮問を受けて、三木市行政不服審査会を 2 回開催し、諮問案件を審議した。

(7) 法務研修の実施

市の例規（条例、規則、要綱等）について市職員として最低限知っておくべき基礎知識を習得

し、業務に活用できる職員の育成を目的として研修を行った。

No.	実施日	研修目的	参加者数
1	10月7日	1 市の例規についての説明 2 例規の制定・改廃時の起案手順の説明	34人
2	2月24日	1 市の例規についての説明 2 例規の制定・改廃時の起案手順の説明	10人
計			44人

(8) 法務専門員による事務事業の支援

職員が日々の業務の中で発生した法律問題に対し、適切に対処できる能力を向上させるため、法律実務に精通した弁護士資格を有する職員を法務専門員として任用し、指導、助言を行った。

また、令和4年度においては、職員の法律に係る知識の底上げを図るために法律学習支援を実施し、法務専門員による助言・解説などのサポートを受ける機会を設けることによって、自学する職員を支援した。

ア 任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

イ 実施状況

原則として、週1回、相談日を設定し、1件1時間として5件まで相談対応している。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実施日数	4	4	5	4	4	4	3	3	5	4	4	5	49
実施件数	10	11	16	7	10	13	13	14	19	8	9	11	141

※ 令和3年度実施件数：141件

ウ 相談事案（内容による分類）

	項目	件数	割合(%)
1	契約行為に関する事	34	24
2	市の債権・債務に関する事	23	16
3	サービスに関する事	8	6
4	個人情報・情報公開に関する事	17	12
5	法令等の解釈に関する事	44	31
6	市民対応に関する事	15	11
7	その他	0	0
計		141	100

エ 法務学習支援実施状況

実施期間	学習分野	実施内容	参加者数
6月1日 ～3月31日	憲法、民法、 行政法	週1回の法務専門員による相談日に1時間、講義の時間を設け、事前に配布した教材に基づいて質問・相談を受け、解説・助言を実施した。	延べ186人

オ その他の業務

行政不服審査法に基づく審理員

区分	審理員になった事件	口頭意見陳述の実施	審理員意見書作成
件数	5	0	0

(9) 顧問弁護士

法律問題及び訴訟に関する事項について、指導、助言を受けるため顧問弁護士を委嘱した。相談は随時申込みを行っており、相談ごとに報酬（10,000円/1時間）を支払った。

ア 委嘱内容

顧問弁護士	事務所・所在地	委嘱期間
乗鞍 良彦	乗鞍法律事務所 神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル11階	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日

大塚 明	神戸居留地法律事務所 神戸市中央区海岸通 6 番建隆ビル II 5 階	令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 4 年 6 月 30 日
中川 勘太	多聞法律事務所 西元町オフィス 神戸市中央区相生通 1 丁目 2 番 1 号 東成ビルディング 7 階	令和 4 年 6 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日

イ 相談実績

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
実施件数	0	2	1	1	0	0	2	2	3	1	2	0	14
実施時間	0	2	1	1	0	0	2	2	3	1	2	0	14

ウ 相談課室による分類

課室名	件数	課室名	件数
縁結び課	3	障害福祉課	1
財政課	1	子育て支援課	1
税務課	1	介護保険課	1
生活環境課	1	選挙管理委員会	1
環境課	1	学校教育課	2
福祉課	1	計	14

3 文書・統計関係

(1) 公印の管守

公印の制定、改廃の手続を行うとともに、その適正な使用及び管理に努めた。

(2) 告示・公告の管理

法令の規定等により、一般に広く知らせるため、公示（告示又は公告）すべき事項について審査の上、庁内ネットワークの公示令達番号簿により、その管理に努めた。

令和 4 年度中の公示件数は、告示 116 件、公告 51 件である。

(3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の適正運用

市が管理する情報の公開を求める市民の意思を尊重することにより、市民の市政参加を促進するとともに、市政のより公正かつ効率的な運営を図り、市民の理解と信頼を深めるため、三木市情報公開条例の適正な運用に努めた。

また、市が管理する個人情報の適正な取扱いの確保と自己の個人情報の開示及び訂正を求める個人の意思を尊重することにより、市民の基本的人権の擁護を図り、市政の公正かつ適正な運営のため、三木市個人情報保護条例の適正な運用に努めるとともに、令和 3 年に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和 5 年 4 月から全ての地方公共団体に直接適用されることから、関係例規等の整備を行った。

各制度の運用状況は、次のとおりである。

ア 情報公開制度

(単位：件)

請求件数	請求公文書	公開	部分公開	非公開	応答拒否	不存在	審査請求
13	26	4	18	3	0	1	0

イ 個人情報保護制度

(単位：件)

請求件数	請求公文書	開示	部分開示	非開示	応答拒否	不存在	審査請求
46	52	8	44	0	0	0	0

(4) 審議会等の委員名簿の管理

各所属で所管する審議会等の委員について、各所属から名簿の提出を求め、企画政策課において名簿の一括管理を行った。

(5) 文書の審査及び管理等

文書の收受、配布、起案、施行及び発送など、文書の取扱いについては、三木市文書取扱規程に基づき、丁寧かつ迅速な処理に努めるとともに、文書の作成に当たっては、用字用語、形式、内容、手続等についての審査を行い、その適法性及び妥当性の確保に努めた。

紙文書については、保存文書のすべてに保存年限を設定して保存箱に収納し、庁内ネットワークにより保存文書目録を作成の上、集中書庫においてその保存箱の収納書架番号を指定し、管理している。また、保存年限を過ぎた廃棄文書や古紙などについては、資源の再利用を進めるため、再資源処理業者へ買い取り処分を委託した。

また、電子文書についても、ファイルサーバ内にある不要なデータの削減とフォルダ構成の再構築に努め、データの検索等に費やしていた時間を短縮することで業務効率化を図った。

文書の收受、発送件数等は、次のとおりである。

ア 所属別文書の收受発送件数（市長部局のみ）

（単位：件）

課（室）名	件数	課（室）名	件数	課（室）名	件数
企画政策課	364	生活環境課	1,207	プロジェクト推進課	29
デジタル推進課	5	環境課	378	都市政策課	168
縁結び課	196	福祉課	827	交通政策課	98
秘書広報課	161	障害福祉課	1,597	建築住宅課	361
危機管理課	179	子育て支援課	519	吉川支所市民生活課	41
総務課	137	健康増進課	232	吉川支所健康福祉課	51
市史編さん室	76	ワクチン接種対策室	12	吉川支所地域振興課	55
財政課	341	医療保険課	854	会計室	40
経営管理課	15	介護保険課	743	水道業務課 水道工務課	407
税務課	289	商工振興課	299	下水道課	223
債権管理課	16	観光振興課	61	合 計	14,975
市民協働課	150	ゴルフのまち推進課	28		
人権推進課	232	農業振興課	745		
市民課	2,542	道路河川課	1,297		

イ 郵便発送件数及び料金

（単位：件、円）

月別	三木局		三木吉川局		合 計	
	発送 件数	郵便 料金	発送 件数	郵便 料金	発送 件数	郵便 料金
4	105,604	8,408,908	3,045	211,402	108,649	8,620,310
5	78,709	7,648,839	3,723	246,888	82,432	7,895,727
6	104,009	7,853,163	1,516	105,828	105,525	7,958,991
7	126,217	9,525,622	5,991	416,948	132,208	9,942,570
8	36,972	3,341,532	47	3,948	37,019	3,345,480
9	58,260	4,677,296	1,395	91,318	59,655	4,768,614
10	153,637	10,782,647	240	20,808	153,877	10,803,455
11	48,142	3,936,314	222	18,648	48,364	3,954,962
12	62,144	5,287,243	167	14,474	62,311	5,301,717
1	85,522	6,513,195	350	30,834	85,872	6,544,029
2	37,158	3,127,469	172	14,956	37,330	3,142,425
3	82,687	6,553,792	2,522	210,841	85,209	6,764,633
合計	979,061	77,656,020	19,390	1,386,893	998,451	79,042,913

(6) 事務機器の管理等

印刷機（2台）及び複写機（27台）については、賃貸借契約を締結し、その適正使用並びに

経費節減に努めた。

使用状況等は、次のとおりである。

ア 印刷機使用状況（本庁舎分）

月別	製版枚数	印刷枚数	インク・ マスター代金 (円)	リース料金 (2台) (円)	合計料金 (円)
4	366	131,962	0	25,272	25,272
5	370	116,124	0	25,272	25,272
6	420	158,185	121,550	25,272	146,822
7	480	98,961	0	25,272	25,272
8	548	124,718	121,550	25,272	146,822
9	442	164,752	0	25,272	25,272
10	483	87,604	0	25,272	25,272
11	279	111,588	121,550	25,272	146,822
12	292	77,327	0	25,272	25,272
1	398	92,050	0	28,050	28,050
2	709	220,891	29,700	28,050	57,750
3	1,026	368,080	364,650	28,050	392,700
合計	5,813	1,752,242	759,000	311,598	1,070,598

イ 複写機使用状況

月別	本庁舎分 (モノクロ11台、カラー14台)				吉川支所分 (カラー2台)	
	枚数 (モノクロ)	料金 (円)	枚数 (カラー)	料金 (円)	枚数	料金 (円)
4	434,787	292,939	70,949	396,449	10,831	23,590
5	471,947	464,781	92,505	617,427	7,918	18,350
6	379,271	396,408	65,955	424,012	10,208	21,365
7	319,400	317,294	62,388	405,295	8,404	16,142
8	441,669	340,768	71,782	462,610	12,024	17,006
9	279,658	275,007	56,599	372,576	8,946	19,867
10	303,905	296,288	73,887	489,922	7,863	16,772
11	326,060	324,081	80,502	533,014	10,413	21,855
12	337,661	332,468	88,473	581,450	7,768	14,724
1	300,553	295,041	63,812	421,748	8,804	19,057
2	339,771	333,054	87,993	584,877	11,879	24,667
3	330,126	329,141	57,476	380,843	10,397	22,947
合計	4,264,808	3,997,270	872,321	5,670,223	115,455	236,342

(7) 三木市有宝蔵文書の販売

市宝蔵に保管している市有古文書の翻刻・出版事務は、平成13年度までに完結し、出版した全8巻を販売しているが、令和4年度の販売実績はなかった。

(8) 兵庫県統計協会関係

統計思想の普及を図り、統計事務の改善に寄与することを目的に、次のとおり調査研究を行った。一部、新型コロナウイルス感染症の影響によって、書面にて協議を行った。

年月日	事項	会場
令和4年5月10日	兵庫県統計協会理事会	兵庫県民会館
-	第1回市部統計協議会	(非開催、メール協議)
-	第2回市部統計協議会	(非開催、メール協議)

(9) 近畿都市統計協議会関係

近畿都市統計関係職員相互の連絡調整及び都市統計活動の充実を図るため、次のとおり協議を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、総会及び要望は書面で行い、統計講習会は中止となった。

年月日	事項	会場
令和4年 5月19日	第71回総会	(書面開催)
令和5年 1月23日	中央要望会	(書面にて要望) 総務省統計局 経済産業省 農林水産省
-	統計講習会	(中止)

(10) 統計調査員等の表彰

兵庫県知事表彰 1人

(11) 令和4年版三木市統計書の発行

平成29年から令和3年までの三木市の人口、経済、産業、文化等各分野の基本的な資料を収録した統計書を発行し関係機関等に配布した。

仕様及び発行部数 『三木市統計書』 製本A4版 50部

(12) 人口統計

住民基本台帳に基づく地区別の人口及び世帯数を各月末日現在で集計した。また、地区別、年齢別人口を各月末日現在で集計した。

(13) 三木市ホームページへの統計関係掲載

毎月集計している人口、世帯数、年齢・地区別人口及び三木市統計書をホームページに掲載した。

(14) 労働力調査等の調査員の推薦

延べ6人の調査員を兵庫県に推薦した。

(15) 就業構造基本調査

ア 調査対象 市内13調査区の15歳以上の世帯員(抽出調査)
イ 調査員数 13人
ウ 指導員数 1人
エ 調査期日 令和4年10月1日